

こんなとき、  
どうしたら  
良いの？

どんな書類が  
必要なの？

## 授業料减免 Q&A

- ◆この制度に申請できるのは、**大学院生の方のみ**です。
- ◆減免申請に際しては、自身の**家庭の経済状況をきちんと把握**していただいていることが必要です。**保護者・兄弟姉妹等の現状の確認**をしたうえで**必要書類を提出**して下さい。学生本人が**自覚を持って申請**して下さい。
- ◆提出書類は各家庭の状況によって異なります。以下の**事例を参考に、必要書類を確認**してください。
- ◆事例（Q&A）に該当しない事情のある場合は、必ず**学生課学生支援係までお問い合わせください**。
- ◆提出書類の内容により、各家庭の経済的負担状況を反映した認定所得額を算出しています。**提出書類に不備**があった場合には、一旦決定された後でも遡って**審査結果が変更**になる場合があります。**遡って授業料を納めていただく**こともありますので、提出書類の不備・不足には十分に注意してください。
- ◆基準以上の収入がある場合は減免対象にはなりません。父子（母子）世帯であっても、必ず**減免される**というものではありませんので、その旨ご了承ください。

ご家庭に緊急事態（学資負担者が亡くなった・失業・倒産・被災した等）  
が生じて経済的に困難になった場合、まず一度**学生課までご相談ください！**

★次頁以降に参考事例と必要書類を記載しました。

★ご心配・ご不明な点がありましたら、以下まで電話・メールにて遠慮なくお問い合わせください。

〒467-8501 名古屋市瑞穂区瑞穂町字山の畠1 <滝子(山の畠)キャンパス3号館1階>  
名古屋市立大学 学生課学生支援係

(TEL : 052-872-5042)

Email : [scholarship@sec.nagoya-cu.ac.jp](mailto:scholarship@sec.nagoya-cu.ac.jp)

## 目 次

番号	内 容
Q 1	「同一生計」とは？
Q 2	「独立生計」とは？
Q 3	どんな書類が必要ですか？
Q 4	下宿中で、住民票は実家のままで異動していないのですが、何か証明が必要ですか？
Q 5	親族等(祖父母、結婚した別居の姉、母の妹、等)の家に下宿しています。
Q 6	無職の者（学生・未就学児童・浪人生等）は、書類は提出不要ですか？
Q 7	父子(母子)の世帯（離婚協議中で父母が別居中の者を含む）です。何が必要ですか？
Q 8	父・母、どちらもいないのですが…
Q 9	姉は就職後に別居して一人暮らしをしていますが、住民票を異動していません。
Q10	同居の兄が最近就職したのですが、何か書類を提出する必要はありますか？
Q11	父が仕事を辞めた（勤務先が倒産した・自営を廃業した等を含む）のですが…
Q12	母が怪我をして仕事を休んでいます（休職中です）
Q13	母が年金を受給中（受給申請中）です
Q14	父が急死しました。どうしたらよいですか？
Q15	妹は障害者なのですが…
Q16	祖母は要支援認定されて長期間通院をしているのですが…
Q17	父が入院中で、医療費が家計を圧迫しています
Q18	生活保護世帯です。必ず減免されますか？
Q19	学生結婚して、夫の扶養家族になりました（両親の扶養から外れました）
Q20	子どもが生まれました（家族が増えました）
Q21	父が（家計支持者の兄が）単身赴任しているので、家計が圧迫されています
Q22	自宅が火事で焼けた（地震で倒壊した・台風で浸水した）ため、仮住まいしています
Q23	成績要件（秀・優・良が2/3以上）を満たすには、あと1単位足りないのですが… 【学部生限定】
Q24	就職活動で東京にいるので申請期間中に行けません…
Q25	交換留学中で海外にいるのですが、どうしたら良いですか？
Q26	気づいたら申請期間を過ぎていました。どうにかなりませんか？

## Q1 「同一生計」とは?

A1 衣食住等、生計維持費を共にする家族のことです。原則、住民票上同一世帯であるもの、住民票上別世帯であっても扶養関係にあるもの・相互援助関係にあるもの、をいいます。

- ①住民票の異動の有無にかかわらず、下宿中の兄弟姉妹・単身赴任中の父母等を含みます。
- ②社会人で別居して一人暮らしをしている兄弟姉妹、結婚して別居している兄弟姉妹は除きます(別生計)。この場合、住民票を異動していない場合も別生計とします。そのほか、特別な事情のある場合はご相談ください。
- ※別居の家族から仕送りを受けている場合や、住民票を異動していない別生計の家族については、本学所定様式へ詳細を記入してください。
- ③同じ住所地であっても住民票が別で、二世帯住宅等による世帯分けをしている祖父母や既婚の兄弟姉妹は、原則別生計です。ただし、事実上同居しており生活費を共有している(相互に経済的援助関係がある)場合や未婚の兄弟姉妹は同一生計とします。

## Q2 「独立生計」とは?

A2 全て学生本人のみで生計を立てている場合(①~⑤全てを満たしている者)と⑥をいいます。

- ①健康保険及び所得税上、両親・兄弟姉妹等、誰の扶養親族にもなっていないこと。ただし、既婚学生が配偶者の扶養親族になっている場合は問題ありません。
  - ②両親・兄弟姉妹と別居している(住民票が別世帯である)こと。
  - ③既婚学生は、本人・配偶者・子どものみの世帯であること。ただし、社会人学生が両親を扶養している場合は含みます。
  - ④本人に恒常的な収入(アルバイト含む)があり、「所得課税証明書」が交付されること。
  - ⑤上記①②③④を満たし、いずれの親族からも経済的援助(仕送り等)を受けていないこと。
- ※勤務先を退職して大学院に入学し、貯蓄と奨学金のみで生計を立てる学生の場合は、恒常的な収入がないため、独立生計とは認定できません。
- ⑥本学研究科フェローシップ、日本学術振興会特別研究員、次世代研究者エンパワメントプログラム採用者は原則独立世帯となります(親と同居の場合は除く)が、不明な点はお問い合わせください。

## Q3 どんな書類が必要ですか?

A3 本学所定様式以外で申請者全員が必ず提出すべき書類は、以下の①~③の書類です。

その他、個別に必要な書類がありますので、Q4以降を参考にして揃えてください。

※前期(又は通年)の申請をする際、4月(新年度)当初に「授業料納付猶予願」(本学所定様式・WEBからダウンロードする)を提出する必要があります。提出されていないと、前期(又は通年)の授業料減免申請はできませんので、ご注意ください。

- ①世帯全員の住民票の写し(生計を同一にする者全員の分。コピー不可)  
… 下宿中の兄弟姉妹・単身赴任の父母が住民票を異動している場合は、その家族分も必要。
- ②市区町村民税・都道府県民税所得課税証明書又は非課税証明書(本人・未就学児童・就学者を除く全員分)  
… 父・母については、学生であっても必要。社会人学生は本人分も必要。無職・パート(アルバイト)従事者・年金受給者・浪人生等に関わらず全員分必要です。市区町村窓口で交付を受けること。勤務先で受け取る「市県民税 税額決定通知書」ではありません。
- ※非課税所得者であっても、必ず「扶養者氏名・扶養人数・扶養控除額」の欄に記載があるものを取得すること(名古屋市以外は「扶養者氏名」の記載がなくても可)。
- ③健康保険証のコピー(氏名・生年月日・被保険者との続柄が記載されている部分)  
… 住所裏面記載の場合、裏面のコピーも必要です。(記号番号は黒く塗り潰すこと)

### 【注】独立生計の場合…Q2を参照

①②③について、本人の世帯（既婚学生は配偶者分含む）分と、ご自身の両親の世帯分の両方が必要です。また②については自分自身の分も必要です。両親（又は父母のいずれか）と離死別している場合、離死別が確認できる書類⑦戸籍謄本⑧住民票の除票等を提出して下さい。

### Q4 下宿中で、住民票は実家のままで異動していないのですが、何か証明が必要ですか？

A4 下宿先の住所については、特に証明書を提出する必要はありません。ただし授業料減免申請書の申請者（本人）住所には、下宿先の住所を記入してください。また、学務情報システムには実家と下宿先それぞれの住所及び電話番号（保護者の携帯電話と、固定電話がある場合は固定電話）、すぐに連絡内容が確認できるメールアドレスを必ず入力しておいてください。提出書類の内容について、緊急に確認する場合があるため、必ず入力しておいてください。

### Q5 親族等（祖父母、結婚した別居の姉、母の妹、等）の家に下宿しています。

A5 親戚や知人の家に下宿している場合、扶養関係の確認が必要です。  
… 未婚の兄弟姉妹及び祖父母については、Q3の①②③の書類及び事情申立書が必要です。既婚の兄弟姉妹については、事情申立書のみで可。祖父母等下宿先からの事情申立書には、生活費用・住居費用の負担（保護者からの仕送り）・扶養の有無についての説明が必要です。

### Q6 無職の者（学生・未就学児童・浪人生等）は、書類は提出不要ですか？

A6 学生がいる場合は、学生証又は生徒手帳のコピー、もしくは在学証明書（原本）が必要です。父又は母が学生（職業訓練校以外）の場合も必要です。  
18歳未満の者がいる場合の父子（母子）世帯であれば、Q7を参考にしてください。そのほか、Q8以降で該当する項目があれば、該当項目の書類が必要です。  
学生でない者（未就学児童を除く）は、「所得課税證明書」を提出してください。無職の証明は不要です。  
なお、父・母が無職の場合は、短期間のアルバイトに従事していないか必ず確認し、昨年中又は今年に入って短期間のアルバイトに従事していた（現在は無職の）場合、Q11の書類が必要です。

### Q7 父子・母子の世帯です。何が必要ですか？

A7 父子・母子世帯であることを確認できる以下①と②（ただし、①は大学院に入学してから4年間に1度の提出で可。）又は②と③、該当者は④の書類が必要です。

※父母の別居（期間の長短を問わない）については、父子・母子世帯を証明できる公的書類が何もない場合は原則として父子・母子世帯としての認定はできません。

#### ①父（母）の戸籍謄本

…父又は母と離別（死別）した日にち及び自分との続柄が確認できる戸籍であることはじめからひとり親の場合は、ひとり親を確認できる戸籍謄本

→ 死別の場合は、遺族年金関係の書類が必要です。Q13を参考してください

#### ②第3者の申立書（様式は本学WEBよりダウンロードする）

…経済状況（養育費・祖父母等からの金銭的援助を含む）について確認するため、同居以外で事情を知っている親族・友人・知人・民生委員等に記入を依頼してください

#### ③戸籍謄本以外で、父子（母子）世帯であることを証明する公的書類

…戸籍を異動していない父子（母子）世帯者（離散配偶者中・DVによる支援対象など、事情のある場合）に必要

《県市区町村から各種手当を受給している場合》

- ④児童扶養手当・遺児手当・そのほか支給されている手当があれば、支給（決定）通知書等のコピー（支給期間・金額のわかるもの）
- ※1) 健康保険証の被保険者名が、離別した父または母になっている場合は、「事情申立書」により扶養について状況を説明すること
- ※2) 健康保険証の被保険者名が、別居の兄弟姉妹の名前になっている場合は、別居の兄弟姉妹の分のQ3の書類が必要です。なお、Q10、Q11も参照してください。
- ※3) 父子・母子世帯を証明できる公的書類が何もない場合は、一度ご相談ください
- ※4) 離婚ではない別居（長期間を含む）の場合は、現在の状況について「事情申立書」の提出が必要ですが、父子・母子世帯としての認定はできません。

**Q8 父・母、どちらもいないのですが、何が必要ですか？**

A8 祖父母・おじ・おば、兄弟姉妹の誰かに扶養されているのであれば、扶養者と同一世帯についてQ3の書類、誰にも扶養されていないのであればQ3②について自分自身の分、そして両親との離死別の確認できるQ7の書類が必要です。

**Q9 姉は就職後に別居して一人暮らしをしていますが、住民票を異動していません。**

A9 別生計として、世帯から除外していただいて結構です。**Q1の②を参照してください。**

**Q10 同居の兄が最近就職したのですが、何か書類を提出する必要はありますか？**

A10 父・母及びあなたや親・他の兄弟姉妹を扶養している者が、前年1月以降に就職・転職した場合、Q3の書類以外に以下①②の書類が必要です。

①給与明細書(直近3カ月分以上)及び直近の賞与のコピー

… 提出できない者は今後1年間分の「給与支払見込証明書」

②雇用契約書又は採用(任用)辞令コピー

… 提出できない者は「在職証明書」の原本(雇用開始日・職名(職務内容)・給与・賞与について記載のあるもの)

注1) 雇用契約書コピーは、授業料減免申請日の前年1月以降に発行された全ての（契約更新等の）分が必要です。

注2) 在職証明書は、授業料減免申請日前1カ月以内に発行された物（コピー不可）

※なお、転職者の場合は、以下Q11も参照してください。

**Q11 父が仕事を辞めた（勤務先が倒産した・自営を廃業した等を含む）のですが…**

A11 父・母及びあなたや親・他の兄弟姉妹を扶養している者が、前年1月以降に失業・退職・転職した場合、職を失ったことがわかる以下①～⑤のいずれかの書類が必要です。

①雇用保険受給資格者証コピー（1・2面を含む全ページ）

…基本手当等の金額のわかるもの（受給中もしくは受給期間が終了したことがわかるもの）

※職業訓練校に通っている場合は、ハローワークに依頼のうえコピーを取得してください

②雇用保険被保険者離職票1・2のコピー

③退職証明書（原本）…減免申請日前1カ月以内に発行されたもの

※雇用契約書に「契約更新しない」旨の記載がある場合は雇用契約書コピーで可

④源泉徴収票コピー…退職日が記入されているもの

⑤廃業届のコピー（ただし、手続き中等により提出が困難な場合は、事情申立書を提出する）

## Q12 母が怪我をして仕事を休んでいます（休職中です）

A12 紙とが支払われている場合は、提出する書類はありません。給与の支払いがない場合、①②の書類が必要です。（父・母及びあなたや親・他の兄弟姉妹を扶養している者のみ提出）  
①休職証明書…休職開始日・休職予定期間・給与支払額等（見込額・支給なし等）  
②傷病手当金・休業補償給付金・休業手当金支給通知書コピー  
…支給期間・金額のわかるもの（申請予定の場合は健康保険標準報酬月額表及び手当額のわかる資料）  
※①が証明してもらえない、あるいは②が支払われない者は「事情申立書（本学様式）」により、その旨の事情説明をして提出してください  
※6ヶ月以上の長期療養に該当する場合は、Q16、Q17を参照してください

## Q13 母が年金を受給中（受給申請中）です

A13 父・母及びあなたや親・他の兄弟姉妹を扶養している者が、何らかの年金を受給中（受給申請中）であれば、年金の種類（国民・厚生・老齢・共済・障害・遺族・恩給・労災遺族などの公的機関からのもの、企業・生命保険・厚生年金基金・国民年金基金など個人で上乗せして加入したもの）に関わらず、以下①②又は③（年金試算額のわかる内容）の書類が必要です。  
①年金証書（最新版）のコピー…紛失していた場合は、社会保険庁に相談してください。  
②年金額改定（支給額決定・変更）通知書、裁定通知書のコピー…公的年金については毎年6月初めにハガキが届くため、そのハガキのコピーの提出が必要です。  
③（制度共通）年金見込額照会回答票（年金見込額がわかる書類）コピー及び年金請求書の受付控コピー（公的年金受給申請中の者）  
《公的年金以外の年金を受給している場合》  
④確定申告書（控）のコピー（公的以外の年金の確定申告書添付資料についてもコピーを提出）

## Q14 父が急死しました。どうしたらよいですか？

A14 家計支持者が亡くなられた場合、個別に対応します。初めて申請しようとする場合、亡くなれた時期によっては次期以降が申請の対象となります。まずは早急に学生課学生支援係までご相談ください。緊急時の奨学金貸与についてもご案内します。

## Q15 妹には障害があるのですが…

A15 障害のある方がいる場合、以下の書類が必要です。  
①障害者手帳又は療育手帳のコピー又は障害があることを証明できる公的書類  
…氏名・生年月日・交付日・障害等級・有効期間の記載されている箇所  
②特別児童扶養手当・特別障害者手当等を受給中の場合、受給内容が確認できる書類コピー  
※父又は母が障害年金を受給している場合はQ13の書類も準備してください

## Q16 祖母は要支援認定されて長期間通院をしているのですが…

A16 要支援認定・要介護認定通知書を交付されている方、6ヶ月以上の療養・継続治療を必要している方は、以下の書類が必要です。（6ヶ月未満の場合は対象外）  
①診断書（コピー可）もしくは要介護認定・要支援認定通知書コピー  
②医療費明細書コピー  
③高額療養費の上限が記載されている資料  
④高額療養費支給額・医療費還付額等の通知書・明細書コピー  
※②の費用を、収入から控除します。ただし①の書類が提出されない（6ヶ月以上の継続治療・療養について記載されていない）場合、控除額として認定できません。（対象外）

**Q17 父が入院中で、医療費が家計を圧迫しています**

**A17 6か月以上の継続治療・療養が必要な場合、医療費を収入から控除します。必要書類はQ16を参照してください。ただし、6か月未満の治療の場合は対象外です。**

**※申請期限前6か月以内に学資負担者が長期療養となった場合は、成績要件を緩和します**

**Q18 生活保護世帯です。必ず減免されますか？**

**A18 該当する世帯の方は、Q3の書類に加えて生活保護費支給決定通知書又は保護(変更)決定通知書コピー（期間・金額のわかるもの）を提出して下さい。成績も審査の対象ですので、必ずとは言えません。成績に不安がある場合は申し出てください。**

**Q19 学生結婚して、夫の扶養家族になりました（両親の扶養から外れました）。必要な書類はどうなりますか？**

**A19 ご自分の世帯（自分と配偶者）とご両親の書類が必要です。Q2・Q3を参照してください。**

**Q20 子どもが生まれました（家族が増えました）**

**A20 生まれた子ども、もしくは増えた家族（父・母が再婚して兄弟姉妹が増えた等）については増えた家族分のQ3の書類を提出して下さい。また、Q4以降に該当する場合があれば、その書類を全て提出して下さい。子どもが生まれたばかりで健康保険証がない、手続きが済んでいないという場合は、学生課まで相談してください。**

**Q21 父が（家計支持者の兄が）単身赴任しているので、家計が圧迫されています**

**A21 単身赴任の費用が、収入から控除されます。ただし、勤務先から単身赴任手当等の補助が出ている場合は、費用から手当（補助額）を除いた金額を控除します。以下の書類が必要です。**

①単身赴任手当額等のわかる書類のコピー（給与明細書等）…不支給の場合は申し出る  
②水道・光熱費（電気・ガス・水道料金）の明細書コピー  
③賃貸契約書コピー  
④通帳コピー（家賃の引き落とし金額がわかるページ）又は家賃の領収書コピー  
※②③④以外（町内会費・契約手数料・更新料等）については控除の対象外です。

**Q22 自宅が火事で焼けた（地震で倒壊した・台風で浸水した）ため、仮住まいしています**

**A22 前期は授業料納付猶予願の提出期限前6か月（新入生は入学前1年）以内、後期は減免申請期限前6か月（新入生は入学前1年）以内に火災、風水害、震災等に遭った場合は、被災・罹災証明書（被害・損害の程度がわかるもの）の提出が必要です。**

**※申請期限前6か月以内に被災した世帯の場合は、成績要件を緩和します**

**Q23 就職活動で東京にいるので申請期間中にに行けません…**

**A23 期間中に学生課での申請に来られない場合は郵送でも受け付けます。ただし期限日必着（厳守）です。必ずレターパックライト、簡易書留などの追跡可能な方法により郵送してください。不足書類、不備書類の再提出も期限までとなりますので十分注意してください。**

Q24 海外にいるのですが、どうしたら良いですか？

A24 なるべく海外に出発する前に学生課まで申し出てください。別途対応します。海外に出発した後に気付いたのであれば、メールで連絡していただいても結構です。

Q25 気づいたら申請期間を過ぎていました。どうにかなりませんか？

A25 公平性を保つため、申請期間を過ぎた申請は一切受け付けていません。残念ですが、次回以降に申請をお願いします。期間中の申請であっても、期間中に全ての不足書類を提出しなければ不受理の扱いとします。公的機関が発行する証明書の遅延に限り受け付けますが、就職先や家族への依頼を遅延した、自宅から下宿まで届くのに時間がかかった等の理由は認めません。すぐに提出できるよう必要書類を早めに確認・準備してください。

※「本学所定様式」は、申請時期の1～1か月半前頃に本学WEBに掲載しています。申請時期前以外はダウンロードできませんので、ご了承ください。

※受付最終日に申請予定で、公共交通機関の遅れや急な不幸により遅刻した場合でも、受付しません。また、最終日に申請して不足書類があった場合も、受理できません。早く申請すれば不足書類の確認ができ、申請期限までに不足書類の提出が可能となります。余裕を持った日程で申請してください。

※「きっとそうだろう」という考え方書類を準備し、間違っている方も多くお見えになります。少しでも「？」と思うようなことがありましたら、学生課学生支援係まで、遠慮なくお問い合わせください。